

もう一つの脱構築的歴史過程

～内モンゴル自治政府の「三不兩利政策」をめぐって～

高 明 潔

[日本語要旨]

本稿は、所謂ポストモダニズム (postmodernism) の視点に基づき、1948年に内モンゴル自治政府による「三不兩利政策」が登場した背景の提示を通して、一枚岩の現代中国の歴史過程における「三不兩利政策」の位置づけを、脱構築的歴史過程という側面から検討することを目的とする。

キーワード

ソルコ Sulukhe, 牧畜業 (pastoralism), 「三不兩利政策」, ポストモダニズム (postmodernism) 脱構築 (deconstruction)

[中文要旨]

1948年4月在内蒙古东部和中部地区开始了以1947年末在东北农村展开的“土地改革”为样板的“牧区改革”运动。在其运动开始不久之后的7月末，内蒙古自治政府在哈尔滨召开的内蒙古高级干部会议上，提出了“三不两利政策”，并将此政策作为内蒙古牧区民主改革时期的主要方针来加以执行。“三不两利政策”的内容是“不在牧区化分阶级，不分牧主的财产，不斗争牧主，采取对牧工和牧主都有利的政策”。在此之后的内蒙古自治区执行贯彻此政策的最好的结果表明，这一政策是根据当时内蒙古牧区的牧业社会生产关系和生产方式的现实而作出科学和最行之有效的决策。其影响绝不仅限于内蒙古自治区，而是对所谓社会主义建设时期整个中国的牧业社会和少数民族地区的稳步发展也产生了不可磨灭的贡献。而这一贡献的意义在进入21世纪的中国愈来愈重要了。

本稿以后现代主义的视点，通过对1948年内蒙古自治政府制定“三不两利政策”背景的提示，将“三不两利政策”作为脱构造性的，也就是说，作为独立于既定的难以更改的当代中国政治和历史过程中的一个独自的历史过程来加以定位。

問題提起

「三不兩利政策」とは、1940年代後半に内モンゴル牧畜業地域で実施されていた「不鬪，不分，不劃」と「牧工，牧主の兩利」を掲げた政策を指す。

具体的には、「不鬪」は家畜を所有する牧主を鬪争対象としない、「不分」は牧場と牧主の財産を分割しない、「不劃」は遊牧地域の人々に対して階級を分けないことを指し、「兩利」というのは、一般牧畜民にとっても豊かな牧主にとっても有利な政策を実施するということを指している。

この政策は、1948年7月30日、ハルビンで開催された内モンゴル高級幹部会議において、内蒙古自治区政府（1947年5月1日成立）のウランフ（烏蘭夫1906～1968年）主席が『政府工作報告』を行う際に公表された。それ以降、内モンゴルではこの三不兩利政策をもとに、「自由放牧」、「増畜保畜」などの一連の政策が加えられ、当時の内モンゴル牧畜業推進のための基本方針となった。

この政策は人民公社という集団体制化の時代にも貫かれ、1960年代後半まで維持されるに至った。1980年代以降の改革開放や市場経済時代以来、内モンゴル牧畜業地域における「家畜所有，牧場使用」という請負政策のなかにも、この「三不兩利政策」の残影が留められている。

この「三不兩利政策」をめぐる、本稿の問題提起は下記の通りである。

この政策は、中華人民共和国より二年早く成立していた内蒙古自治区政府が作り出したものであり、階級論者らの批判を受けながらも、いわゆる社会主義建設時期における中国政治の意思決定に大きな影響与えた。しかしながら、現代中国の政治・歴史過程においてはその意義についてははっきりとした位置づけが存在しなかった。

この問題点を踏まえ、本稿は、「三不兩利政策」が登場した背景を提示することを通して、所謂ポストモダニズム（postmodernism）の視点に基づき、一枚岩の現代中国の歴史過程における「三不兩利政策」の位置づけを、

脱構築的歴史過程として位置づけることを目的とする。

一、「三不両利政策」が登場した社会的・歴史的背景

1. 1940年代における内モンゴル牧畜業地域の社会生産関係

1940年代、当時の内モンゴル牧畜業地域の生産関係は、「ソルコ制」をめぐる構成されていた⁽¹⁾。「ソルコ - Sulukhe」とは、モンゴル語で家畜の「群れ」を指す用語である。それと同時に、自分が所有する家畜を「群れ」にし、他人にその取り扱いを任せる場合にも、その方式を「ソルコ」と呼んでいる。すなわち日本語の「請負」、中国語の「承包」の意味を持つ用語である。中国語の資料では、その当て字として「蘇魯克」と表現し、この種の経営方式は「放蘇魯克」と表現され、「放」は「放牧」や「請け負う」、「蘇魯克」は「群れ」の意味を指している。本稿では、定義上の混乱を避けるために、「ソルコ」という表記は専ら「群れ」、「ソルコ制」という表記は専ら「生産様式」を示すことにする。

1940年代後期のソルコ制めぐる内モンゴル牧畜業地域における生産関係については、紙幅の制限もあるので、ここでは『当代中国叢書 当代中国の内蒙古』に記載されている関連内容を取り上げてみたい。[引用文にある（ ）の内の説明は筆者によるものである]

「改革以前（1948年の牧区民主改革を指す）、封建王公貴族には多くの特権があり、例えば、王公は世襲制で、兵役義務及び納税義務がなく、奴隷を占有し、牧場を所有し、牧民を徴用し無償労働させるなどがあった。……王公貴族の他、牧畜業地区には人口の少数を占める牧主階級もあった。家畜の占有において、王公貴族と大牧主は最大の家畜占有者であった。彼らは封建特権を利用し、豊かな牧場や数多くの家畜を占有したことによって、蘇魯克という搾取方式や雇用という搾

取方式、そして残存する奴隷制度を用いて、大勢の牧民や奴隷に対して残酷な搾取と超経済的な搾取を行った。蘇魯克は群れを（牧民に）請け負わせる一種の搾取方式である。通常、貧しい牧民が牧主の家畜を放牧するが、一年間の労働では、どうにか暮らしを立てるだけの乳製品と少量の羊毛しか得られず、繁殖した家畜や羊毛などの畜産品の大部分は牧主のもつとされた。牧工は牧主のために年中無休で放牧し、その所得は給料の形で極僅かしかももらえない。通常、300頭の羊を放牧した場合、一年に6頭の羊しかももらえない。牧区では、封建王公や貴族のほとんどは、「孛斡勒」（ボール、家奴を意味する）を領有した。奴隷は王公と貴族に私有される「生きている生産道具」であり、無償で放牧と家事労働に従事させられた。要するに、封建制度による圧迫と搾取によって、牧民の大勢が極めて貧しい生活を強いられ、特に奴隷は非人間的な悲惨な境遇に置かれていた。

言うまでもなく、牧区には階級差別と階級搾取が存在する。牧区には階級差別と階級搾取が存在せず、民主改革を行う必要がないという認識は間違った観念であった。」

〔後掲書：当代中国叢書編集部編集『当代中国叢書 当代中国の内蒙古』p. 51に拠る〕

また、筆者の調査地であるシリングル盟のある地域（1958年以降の人民公社レベルの区画である）において、現地の話者から提供されたデータと分散的に記載された記録によると、1940年代における該当地域のソルコ制、及びそれによって結ばれた生産関係には三つの様相があった。

A. 「ノイン・ボール・アイマク」におけるソルコ制

モンゴル語では、通常「ノイン」は上層部（王公貴族や富裕者）、「ボール」は上層部に身をよせる人間（家奴）を指し、「アイマク」は一族（親族集団-kinship groupに当たる）を示す用語である⁽²⁾。この集団においては以下のような特徴が見出される。

i) ノインは普段生産活動には参与せず、生活全般に関することだけに携わっていた。

ii) ノインに身を寄せてきた貧困牧畜民には、家族単位と個人の二種類があった。中には、世襲的ノイン家族の「家奴」としてノインに奉仕してきた者もあれば、身寄りのない者や臨時にやってきた者もあり、いずれも「ボール」と称された。

iii) ノインは、「ボール」らに個人の共用として或いは家族用として、その住居（パオ）や毎日の食事及び衣類、冬の放牧用の防寒用品などを提供した。食事を用意するのは雑務を担当のボールであった。

iv) ボールに預けた家畜は、ソルコ（群れ）にしてノインの家の近辺に放牧させ、放牧者のことは「マラチン (malqin : 「放牧者」や「牧民」の意味)」と呼んだ。家畜の生産物、乳絞りなどの雑務に従事する「サラチン-sulqin」と呼ばれる者もいた。

B. 上層部の家畜を牧民の家に任せるソルコ制

個人牧畜民の一部に対してノインたちが採用したソルコ制について、それらの共通点を記録に基づきまとめると、以下のようになる。

i) 基本的に、一般牧民が預ける家畜の頭数は、請け負う家族の人手に応じたものとなる。一人に対して通常 50-100 頭まで、二人の場合、200-400 頭までの家畜を請け負う側に扱わせた。

ii) 請け負う側の取り分は、預けた家畜の頭数に応じて通常は 2 : 8 の比で決定された。また、毎年牛ごとに牧主に対して 1-2kg のバター、1.5-4kg のチーズ、更には幌馬車二台に載せる燃料用の牛の糞を納め、またその他の役務を負担しなければならなかった。羊を請け負う場合、フェルトを作った残りの羊毛、及び乳製品に加工した際の余りの羊乳は請け負った家族の報酬とされた。

C. 一般牧畜民間のソルコ制

これは、上層部が牧民に任せたソルコが、牧民の意思によって任されたものであったということから派生した生産関係である。すなわち、普通の

牧畜民は家畜を「牧民の家にソルコにする」という請負生産方式によって、多かれ少なかれ命をもつ家畜という報酬を得ることができた。彼らはそれらをうまく保全し繁殖させた上、自らの財産を蓄積することができた。その蓄積数の増加につれて、彼らをめぐって新しい生産関係が結ばれ、これが一般牧畜民間のソルコ制となったのである。

ただし、一般牧畜民の間に展開されたソルコ制は、数多く家畜を有し、一定の生活水準を確保でき、しかも牧場を自由に使用できる上層部と下層部との間のソルコ制とは異なり、つねに分裂と合併を繰り返すものであった。

2. 1940年代における牧畜業的社會・生産関係の特徴とその生成の要因

本稿では、上記のような1940年代における内モンゴル牧畜業地域の生産関係の例のみを取り上げたが、これらを総括的に見ると、その生産関係からは下記のような特徴を読み取ることができる。

第一に、世襲制の上層部であった封建王公・貴族や大牧主は、彼らの所有した家畜の放牧をすべてソルコにして下層部の一般牧畜民或いは身を寄せてきた人間に任せた。また、上層部は直接生産には関わらず、下層部の生産の成果を搾取した。

第二に、身分上は下層部に属するが、数多く家畜を持ち、経済的に余裕があるため牧主（畜主）となった人間は、労働力が足りない場合、家畜をソルコにして家畜の少ない貧困牧畜民或いは身を寄せてきた人間（牧工）に任せ、その後更に彼らの間でも搾取と被搾取の関係が結ばれるようになった。

第三に、裕福な牧主であっても、貧困牧畜民であっても、繁忙期や人手が必要になった場合には、家畜をソルコにして身を寄せてきた牧工に任せ、彼らとの間で搾取と被搾取の関係を結んだ。

第四に、牧畜民の生産活動は自然環境の制限を受けざるを得ないという

状況に置かれ、各々の生産及び生計上の必要に応じて結ばれていた各生産関係は、常に分裂と合併を繰り返した。それは生命をもつ動産である家畜をめぐる展開されたもので、家畜の繁殖などによって、牧畜民の経済状態は不変のものとはなり得なかったといえる。

第五に、上記の二・三・四のいずれの場合においても、それら両者間には、搾取関係もあれば、生計上の必要に応じた相互依存という一般牧畜民における一種の相互扶助的様相もあったと読み取れる。

第六に、上層部と下層部の間に成立したソルコ制という生産方式や生産関係からは、一種の擬制的一族の性格をもつ共生的共同体 (community) という意味合いの集団を生成していた事例も見出される。それらの集団は、当時における福祉的要素をも帯びていたことが読み取れる⁽³⁾。

このような内モンゴル牧畜地域における生産関係は、つまるところ牧畜業の性質から生み出されたのである。すなわち、家畜・人間・自然という三者関係によって成り立つ牧畜業 (pastoralism) では、家畜の需要に対応できる牧草や水という自然資源を求めることが、その生産活動の前提となる。そしてそれは、家畜 (需要側) と自然資源 (供給側) とを結びつける仲介者である牧畜民の経営 (放牧) 能力やそれらによる関係の形成を迫ることとなる。牧草や水が家畜の需要を満たせない場合、或いは自然災害に抗する力がない場合、家畜の数は減少し、その結果、家畜の生産をめぐる形成された社会関係も崩壊することとなる。1940年代の内モンゴルにおける牧畜民の生産関係やそれらの運命は、まさにこのような三者間関係をめぐって展開してきたものである。これについて、下記のような記述も引用してみたい。

「モンゴル草原の伝統的な遊牧生産方式によるかぎり、年間を通じての、また一日ごとの寒暖差の激しい内陸性乾燥季候という苛酷な自然条件と、膨大な畜群の数の保持とは、互いにぎりぎりの極限でせめぎ合っている。そして、壊滅的打撃を与える災害がおとずれる時期 (とくに春の吹雪が恐ろしい) には、この極限のバランスが崩れてしまう。そういうとき、つま

り、古来の遊牧生産方式が受容しうる災害の限界が突破されてしまうとき、家畜群は激減し、経済はたちまち崩壊してしまうのである。これと反対に、もし草原に何年も連続して災害が起こられないという保証があったとすれば、家畜群の再生産は徐々にではあれ、順調に進んで総数は増え、繁栄に直結するにちがいないのである。このような家畜群の消長の運命という現実を知ることは、多くの遊牧民族の興亡した歴史を身近なものとして理解する鍵となるだろう。」[張：1986；pp. 24-25]

内モンゴルの牧畜民の生産関係が常に分裂と合併を繰り返したのも、こうした自然の制限を受けざるを得ないという条件のもとで形成された現象であったといえる。その表象を下記に整理してみることにする。

i) 重層的に構築された生産関係

すなわち、一般の牧畜民は上層部の家畜を請け負うことによって、報酬として得た家畜を繁殖させ、その数の増加に伴い裕福になったとしても、生計上の保障を求めたために、これまで通りに負け請った上層部の家畜を放牧し続ける。しかし、家畜数の増加に伴い人手不足の問題が生じてくると、彼らはその家畜の一部（その中には自身の所有する分と他の畜主が所有する分が含まれる）をまたソルコにして他の家族や個人に任せる、或いは個人（身を寄せてきた者も含む）を雇用し、それらに食と住を提供し、家の近辺に放牧させる、という方式が普通に用いられた。これによって、牧畜民間の関係には重層的様相が現われて来たわけである。

ii) 牧畜民の経済状態の絶えざる変化

i) の内容とも関連しているが、一般の牧畜民は自らの家畜数が増えるにつれて、自然と裕福な牧主（畜主）になっていったが、牧畜業は自然環境への依存度が極めて高いため、家畜を保全する効果的な手段を講じきれず、自然災害が訪れた時及び水や牧草の供給に問題が生じた時には、家畜数の減少という損失や畜主に対する賠償を払いきれないという窮地に陥るしかなかった。そうなった場合、彼らはその時点での相対的裕福者に依存、つまり彼らのソルコを請け負うか、雇用されるかしかできなかったという

ことである。

3. 1948年における「牧区民主改革」運動による混乱

こうした生産関係を持っていた内モンゴルの牧畜業では、1948年初期に推進された「牧区民主改革」（以下「牧改」とする）において大きな混乱が生じた。「牧改」運動は、1947年末における東北農村地域での「闢地主・分田地」というスローガンのもと開始された「土地改革」を手本としたもので、それが内モンゴルの牧畜業地域にも広まったものであった。筆者の調査地域では、以下のような混乱が現われたという。

i) 牧畜民の出身階級の区分をめぐる混乱とその原因

前述のように当時の内モンゴル牧畜業地域では、搾取階級と被搾取階級は世襲的な出身によるものだけではなかった。当時、ちょうど多数の家畜をもつ富裕の牧畜民がソルコ制を取っていたことで、それらも「搾取階級」と見なされ闘争の対象となった。その一方、ソルコを請け負った牧畜民は財産のない階層として「被搾取階級」と区分された。

しかしながら、「搾取階級」と区分された裕福な牧畜民は、実際のところ身分上の上層部にあたるわけでもなければ、生まれながらの搾取階級でもなく、せいぜい牧改が起こった時点で比較的多数の家畜を所有する畜主にすぎず、彼らが所有していた家畜の中には、彼らの所有分のみならず、身分上の上層部の所有分もあった。そして、その時点でちょうど家畜が少なくなった貧困者においても、以前からの貧困者というわけでもなかった。すなわち、それらの関係は前述にある牧畜業を構成する要因によって、常に変化し再構築されたものであった。

また、牧畜民の間の搾取形態も、固定財である土地を有する農耕地域の「地主」の搾取形態とは異なっていた。彼らの関係は、食糧という消費対象をめぐったものではなく、家畜という再生産の性格をもつ対象をめぐって結ばれたものが多かった。しかも、それまでの彼らの関係は、家畜の増

減によって常に変化してきたのであった。

階級論上においても、このような曖昧な規定がなされた裕福な牧畜民を闘争の対象とし、その家畜を分割の対象とすることによって、一般牧畜民の共産党政権に対する不信感を必要以上に募ることとなった。当時の裕福な畜主や彼らに依存して身をよせていた個人牧畜民は大いに不安を抱き、その結果、牧主や裕福な牧畜民及び彼らに依存した者もあわせ、モンゴル国などに逃亡したケースもあった。

ii) 牧改に対する強固な抵抗による衝突

上層部家族の家畜を分割しようとする場合、彼らの家畜はすでに長期に渡ってソルコにされ、一般の牧畜民に任されていた。そのため、それらのソルコを扱ってきた一般の牧畜民にとって、それらを再分割することは生活を保障する手段が失われてしまうことにほかならない。そのため、上層部家族から請け負った家畜の保持を求め、再分割に反対し、牧改に対して強固な抵抗の姿勢を取り、牧改メンバーとの間に度々衝突が起こった。

iii) 家畜分割への恐怖から発生した混乱

一方では、家畜の分割を非常に恐れていたため、家畜を大量に屠殺するなどの混乱も生じた。動産である家畜を分割する場合、農耕地域における土地という不動産の分割と同じわけにはいかない。土地を殺すことはできないが、家畜ではそれが可能であるため、裕福な牧畜民の中には自分の家畜の分割を恐れるあまり、家畜を殺したり、売りに出したりする者もいた。

また、一般の牧畜民が放牧していたソルコには、他人の家畜もあれば、自らの所有する家畜（報酬としてもらった家畜を再生産したもの）もあった。搾取階級であれば、その家畜は当然分割対象となる。しかし、これまで自らが請け負った家畜を他人に分与することは、彼らにとって理解できず、非常に惜しい行為であり、結果的に無駄に請け負ったことになる家畜を殺したり、売ったりという現象も見られた。上層部においては、それらの家畜の一部は彼らに身を寄せた個人牧畜民に分割されたが、分割しきれなかった家畜を殺したり、再分割したりという事態も出現した。

1953年、ウランフ主席は「三不兩利政策」が登場する直前、即ち、40年代後半の内モンゴルの歴史的・社会的背景について、以下のように述べている。[引用文にある（ ）の内の説明は筆者によるものである]

内蒙古の牧畜業地区は、全自治区総面積の5分の3を占め、草原牧畜業は全国牧畜業経済における重要な構成部分であり、牧畜業生産は大多数の蒙古人民の主な生業である。内蒙古自治政府⁽⁴⁾が成立するまで、帝国主義、清朝政府、北洋軍閥、国民党反動派と民族内部における反動的な封建上層部とが結託することによって、(内蒙古人民に)残酷な統治と圧迫と略奪を行った結果、内蒙古のモンゴル族には酷い災厄が与えられ、歴史上におけるすぐれて勇敢な民族が貧困、衰弱そして多災多難に苦しむ民族に変えられました。……1945年の日本敗戦⁽⁵⁾の時点までに、羊が42.13%、馬64.3%、牛12.41%まで減少し、日本統治の14年間において各種家畜が急速に減少した。そして、日本敗戦から内蒙古自治政府が成立するまでの二年間、戦争の影響や地方匪賊の略奪によって、家畜生産に極めて大きな損失を招いてしまった。それに、我々の牧畜業地域に対する我々の政策の宣伝も時機を逸し、不十分であったため、1947年から農業地区で行った土地改革運動も牧畜業地区に影響を与えてしまい、当時の牧畜業地域の人民が(内蒙古)人民政府の政策を知らず、生産意欲も足りなくなり、1948年になっても、牧畜業地域の家畜がまだ増加せず、個別の地区ではさらに減少しつつあった。

[後掲参考書『烏兰夫論牧区工作』「内蒙古自治区牧畜業的回復發展及經驗」pp. 31-32に拠る]

4. 「三不兩利政策」の登場

当時の内モンゴル牧畜業地域に起こった共産党政権への不信感、社会秩

序の混乱、家畜の大量屠殺といった現象とそれに伴う家畜数の急激な減少という混乱を収めるため、1948年7月30日、ハルビンで開催された内蒙古高級幹部会議において、ウランフ主席が『政府工作報告』を行う際、内モンゴル遊牧地域では、「牧場の公有、放牧の自由」、「不鬪、不分、不劃」と「牧工、牧主の兩利」という「三不兩利政策」を民主改革の実施方針として適用すると公表した。

「三不兩利政策」において、「不鬪」は家畜を所有する牧主を鬪争対象としない、「不分」は牧場と牧主の財産を分割しない、「不劃」は遊牧地域の人々に対して階級を分けないことを指し、「兩利」というのは、一般牧民にとっても豊かな牧主にとっても有利な政策を実施するということを示している。

筆者の調査地域では、この三不兩利政策に基づき、ソルコ制を改善するために、以下のような改革を行った。

i) 従来の仔家畜を分与する際の牧主側に七、八割、請負側に二、三割というような分与制度は、牧主側に三、四割、牧工側に六、七割を分与するよう改めること。

ii) 家畜の生存保証率は従来の97-98%から94-95%に改めること。

これらの方針によって、牧主側の利益に著しい損失がもたらされることなく、牧工側の収益も以前より増えたため、牧工と牧主の間のバランスが上手く取れるようになり、混乱も収められた。この「三不兩利政策」の登場について、ウランフの見解を下記に提示する。[引用文にある()の説明は筆者によるものである]

当時、中国共産党内蒙古工作委員会と内蒙古自治区政府は、牧畜業地域でのすべての仕事は牧畜業生産に有利な発展と人民の生活を改善できることを出発点として展開すべきだという原則のもとに、牧主経済を含んでいる牧畜業経済を積極的に発展する総方針を規定した。「人畜兩増」(人口の増加に伴い家畜頭数をも増加すること)というスロー

ガンを掲げ、牧畜業地域では「自由放牧、増畜保畜」、牧主経済を保存するための「不分不鬪、不劃階級」、そして「牧主牧工両利」などの政策を打ち出して実行した。農業地域でのやり方をそのまま牧畜業地域に導入するという間違っただけの方式には、断固反対した。それと同時に、内蒙古における各民族の要請に基づいて、着実な歩調で社会民主改革を進め、広範囲の各階層を団結するという統一戦線政策を執行し、封建特権を廃止し、民主政権を建設し、匪賊や特務（当時の国民党側の者を指す）を一掃することで、社会秩序を強化することができた。」

〔後掲書『烏蘭夫論牧区工作』「内蒙古自治区牧畜業的回復發展及經驗」p. 33に拠る〕

その後、内モンゴル自治政府は、三不兩利政策を基本方針とし、家畜の繁殖による内モンゴル経済の発展促進を唱導し、1951年1月、「自由放牧・増畜保畜」（自由に放牧し、家畜を増やして保障せよ）という政策も打ち出した。それ以来、「三不兩利」と「自由放牧・増畜保畜」という政策は、内モンゴル牧畜業推進のための基本方針となり、当時牧畜業地域では、これらの政策のもと、家畜増殖運動が速やかに展開された。

また、「三不兩利政策」とそれを母体として作り出された関連政策を実施するに当たり、内モンゴル自治政府は、それら民族自決の性格を帯びていた政策を断固維持する姿勢も表明していた。例えば、1951年の「我々の政策は牧主と牧工の両利を前提にしたもので、必ずこの政策を保護しなければならない」、1953年の「三不兩利政策は多くのまわり道を歩いた後、多くの教訓を得た上で考案されたものである」、「これらの政策は労資関係を解決するのに最も有効である」、「現在、不分、不鬪、将来も不分、不鬪、これは決して牧畜業地域には階級がないということであるとは言えず、牧畜業地域の社会構造には、各種の要素が重層的に包摂されているからである」そして「現在、我々は依然として三不兩利政策を執行する」などといった表現から、その姿勢がうかがわれる〔いずれも烏蘭夫档案による編纂され

た『烏蘭夫論牧区工作』に拠る]。

二. 「三不両利政策」の位置づけについて

1. 内モンゴル牧畜業地域の社会生産関係の保全策として

内モンゴル自治政府は、内蒙古牧畜業地域における生産様式と社会関係の現実に適応するために制定した「三不両利政策」に基づき、1948年の「牧改」による混乱を収め、広範な各階層を団結するという統一戦線政策を執行し、封建特権を廃止し、民主政権を建設することに成功した。これによって内モンゴルにおける社会秩序は強固なものとなり、その安定を保つことができた上、漸進的かつ着実な歩調で民主改革を進めた。

1950年代後半以来の集団化体制の時代における「三包一獎⁶⁾」というソルコ製の複製品は、「三不両利政策」とそれを母体とした一連の政策によって保護されていたため、他地域のような大きな混乱は起きず、安定した局面が1960年代後半まで保たれた。そして、1940年代後半以来の安定的局面が崩壊し始めたのは、まさに文化大革命時期において、「三不両利政策」を打ち壊した時点からのことであった。

1968年、革命派によって組織された内モンゴル自治区革命委員会は、資本主義の道を選ぶ権力者で民族主義者と見なされたウランフを打倒するため、そして自決的性格が強かった自治区政府を崩壊させるため、その資本主義的かつ民族主義的とされたものの最も代表的根拠として「三不両利政策」を取り上げた。三不両利政策を打ち壊すために、その代用品として、1968年に『牧区で階級成分を区分し整理することに関するいくつかの政策規程(草案)』が登場するに至った。この『規程(草案)』の中では、「牧区では、二つの階級、六つの階層が存在している。すなわち、牧主・富牧・上中牧・下中牧・中牧・貧牧である。その中で牧主、富牧、封建上層部及び宗教上層者の公民権を剥ぎ取り、(人民)公社社員の資格を取り消す」と

明記されている。

この規程を執行するため、1968年7月25日から8月8日まで、自治区革命委員会がシリングル盟のアバガ旗で「牧区階級区分現場会議」を開催し、「三不兩利政策」を徹底的に批判したことに伴い、内モンゴルの牧畜業地域における広範囲でのいわゆる階級区分運動が始められた。筆者の調査地域を含め、シリングル盟の牧畜業域では、当時この規定に従って階級区分の基準として、i) 1947年以前（内モンゴル自治政府を成立時期）の出身、ii) 1968年冬の階級区分開始時点までの「自留畜⁽⁷⁾」の数が挙げられた。

こうした階級区分作業によって、牧畜業地域の社会的生産関係が再分化されることになり、これまで牧畜民に維持されてきた価値観においても大きな混乱が生じた。それに加え自治区政府の崩壊や「内モンゴル人民革命党」の冤罪など一連の事件によって、内モンゴル牧畜業地域は、これまでにない不安定な時期に陥り、ついに1970年初頭の中央政府の指令によって軍事管制下に置かれるに至った。

このことから、「三不兩利政策」が牧畜業生産の現実に照らして作り出された有効な政策であり、農耕社会をモデルにした牧畜業地域における階級区分は、牧畜業生産の現実及びその生産様式から生み出されたその社会に特有な実際の社会関係に反したものであったといえる。

また、階級論によって区分された牧畜民間の関係（例えば、搾取階級か労働者階級か）に関しては、普通の牧畜民のみならず、1960年代の後半に大都市から牧畜業地域にやってきた「知識青年⁽⁸⁾」に対してさえ、価値観上の混乱や牧畜業的社会関係に対する反省を促した。その例として、下記の二篇の記録を引用してみたい。[引用文にある（ ）の中での説明は筆者によるもの]

1965年プリン（布林）大隊は、自らの牧草地（アラダンゴル）が早魃に襲われ、家畜の需要に答えられなくなったため、やむを得ず東に

300キロも離れているマンドボリゲ牧場（この牧場は、人民公社規模の一級行政である）へ遷移し、そこで牧草地を借りきって放牧していた。その頃、ゴナバラさん（原文は「ゴナバラ阿爸」と表記。「阿爸」は父親を意味する呼び方）はいわゆる政治的出身問題（血統問題）があるとされて、「五類分子」（牧主・富牧＝裕福な牧畜民・反革命分子・悪しき分子・右派）と見なされ、家族全員が監視下において労働改造をさせられた。

1967年冬、Xさんをリーダーの一人とした百数名の北京知識青年がこのマンドボリゲ牧場にやってきた。Xさんはゴナバラさんの家族があるプリン大隊に属する生産小組に分配された。彼女の出身が良かったため、彼女は一般の仕事以外に、三つの「五類分子」の家族を監視するいわゆる政治的任務も果たした。

しかしながら、この生産小組の家畜の増殖率や仔羊の保全率がこの大隊の一位を占めた。この名誉がXさんに与えられたが、彼女は、最もボロの衣装を着、古い住まいに住み、一番苦勞して働いたゴナバラさんとその家族に対して、（自信が名誉を与えられたことで）不公平だとの思いが拭えず、心穏やかでなかった。彼らのために正義感（その不公平さに対する不満）を表せないことに苦悩した。

二年後（1970年）、生産建設兵団がこのマンドボリゲ牧場を接收し管理することになった。プリン大隊の牧畜民は、かつての牧草地であるアラダンゴル草原に戻ることに決めた。しかし、この動向は人民解放軍と対立する「反軍の傾向」とみなされ、本来中立的立場に立っていた知識青年らは、かえって同郷の牧畜民と離れることができないと自覚するようになった。その頃すでに大隊の指導者のメンバーにもなったXさんは、牧畜民の代弁者として兵団側と交渉したが、騒動を起こす「女首領」とみなされた。

……1970年夏、プリン大隊は40軒あまりのパオを500台の牛幌車に乗せて、百あまりの騎手が二万頭あまりの家畜を連れて、マンドボ

リゲ牧場から 300 キロを離れている故郷のアラダンゴル牧場に向かって出発した。道中では、他の人民公社や大隊が彼女とプリン大隊に援助の手を差し伸べたと同時に、彼女は兵団側の阻止にも立ち向かった。ついに彼女の功績は地元の新聞にも掲載された。

1972 年に、X さんは「牧主」のゴナバラさんの長男ドルジとの婚約関係を公表した。知識青年の中堅リーダーと牧主の息子との結婚を、皆は理解できなかったが、X さんは「彼（ドルジ）はとても勤労で、誠実で、幼い頃から労働のなかで成長してきて、苦労を知らない他の人間と同様、彼にも幸せになる権利があるはずだ」と表明した。二年後、X さんは辺境地域に位置しているアラダンゴル牧場から離れていたゴナバラさん家族が住んでいたところまでやってきてドルジと結婚した。その後彼女は、三人の子供が生まれ、義理の弟らを独立させ、その上 5 年間にわたって通信大学で勉強し、大学卒の学歴を得た後、地元の素晴らしい教師となった。

[後掲書『草原啓示録』「她依恋阿拉坦合力」p. 471 ~ 473 による]

1968 年深秋のある日。……。知識青年の放牧活動を指導する貧困牧畜民イドジャ（原文「衣徳加」）は羊の群れを私に任せ、眼病になった妻を公社のある病院へ検査のために送っていった。ホト（生産小組、通常 3 から 5 世帯からなす）の中には、私とニマしか残ってなかった。……

ニマは「労働改造分子」（労働によって思想改造を受ける人間）のジャテンバの妻で、年齢は 27 才前後である。彼女の夫の実家は下等中牧と区分されていたが、生計は困難を極め、幼い彼を（養子として）隣の生産大隊にある裕福な家族に預けた。そのため彼も（1968 年の後において）「富牧子弟」（裕福な牧畜民出身の子弟）の身分とされ、専政の対象（監獄や労働改造という境遇に置かれた政治的に特別に扱われた人間）とされた。

(このため)このホトにおいて、我々知識青年は、ニマとの間での階級境界をはっきりと定め、彼女のパオ(家)に入ることはしなかった。羊の毛を刈ったある日、私が一頭の大きい羊を引っ張って押さえようとした時、逆に羊に引っ張られてしまった。近くにいたニマさんがすぐに助けにきたが、私は冷たい視線で彼女を睨みつけ、「おせかいだよ」という態度を示した。

……その日、私は羊の群れを連れて遠くにいた。……夕方頃、天気が急に変わって寒くなった。私がパオに戻り服を着て外に出たら、天からはすでに白い雪花が舞いこみ、雪が強風に卷かれ空を覆っており、……視線も雪に隠れてしまい、……羊の群れは影も姿も消してしまった……。

天気が段々と暗くなり、あちらこちら探し回ったが、2,000頭あまりの羊が依然として見つからない。……ニマさんは私より経験豊富で、彼女に助けてもらおうと思ったが、普段の自分の彼女に対する冷たい態度を思い出すと、私は彼女に見下され、助けを断られるかもしれないと思い迷ってしまった。……ついに彼女のパオに入って、風雪のなかで羊の群れを見失った事情を話すと、彼女は私を慰めながら、私と一緒に羊の群れを探すため、野原に出ていった。……最後には、彼女の助けによって羊の群れは見つかった。そして彼女の家での夕食に誘われた。

この1969年までの大風雪による災害で、70%の牛の群れと50%の羊の群れが風雪に飲み込まれてしまった。このむごたらしく、見るに忍びない現実、及び牧畜民側の彼らに対する恩を仇で返すという我々の態度に対する不満は、我々の(階級闘争に対する)熱狂した頭を冷やし、真剣な自己反省や激的な弁論を促した。その結果、我々は我々の監視下に置かれた「労働改造分子」の牧畜民の名誉回復大会を開き、「労働改造隊」を解散するに至った。その後、ニマ夫婦は他所へ引越した。……我々が草原に入った際、もし蒙古族の牧畜民の世話や指

導がなければ、我々もすでに風雪に飲み込まれてしまっていたに違いなかった。

〔後掲書『草原啓示録』「第一声[阿嘎]」 pp. 568～571による（節録）〕

1966年秋、自らの意思によって、その他大量の都市部の知識青年より二年も早くシリングル牧畜業地域にやってきたある北京知識青年のリーダーは、「上山下郷」というプロセスについて「最終的に我々は、農村にいた知識青年や建設兵団の知識青年とは異なる意外な収穫を得ることができた」と述べた。〔『草原啓示録』「錫林郭勒帰来去」 p. 591による〕

以上の例は、本来モンゴルの牧畜民とはまったく別世界の人間が、牧畜民と同様の経験を共有してから、内モンゴル牧畜業地域での階級区分が牧畜民同志にとってどれほど無力な存在であるかについて、ついに理解したというほんの一部の例にすぎないが、このような事例からも、「三不両利政策」がもつ牧畜業生産関係に対する合理性及びこれこそが畜業社会の安定を守ることができるという意義を説明できるといえよう。

2. 中国全土の牧畜業地域における民主改革の基本政策として

1948年より「三不両利政策」が実施されて以来、内モンゴルに現出した安定的局面は、1949年中華人民共和国が成立した後、中国政府による周辺少数民族地域における牧畜業政策制定の際、最も重要なモデルとなった。

1950年の新疆解放、1951年のチベット解放、その以降の西南地域の安定化に伴い、それらの地域において民主改革を推進したプロセスの中で、各牧畜業地域において内モンゴル自治政府によって考案された「三不両利政策」が、前後して採用、実施されたことは否定できない事実である。

「新疆地域では、1950年の土地改革と1951年からの互助組化運動が農村地帯で予定どおりに実施された。しかし遊牧地帯では、1950年の土地改革

が失敗し、農業集団化は見送るとされた。農牧民に関する政策決定に関していえば、農村地帯の農民に対する政策決定が明確にされているに対し、遊牧地帯の遊牧民に関しては、極めて緩い政策決定もしくは曖昧な局面を残していることが分かる」土地改革政策失敗によって、政策転換の方法として実施されたのは「三不両利政策」であった。すなわち、鬭争をしない、財産分割をしない、階級区分をしない、牧民と牧主に有利な政策という内容であった〔黒河 1998：84-85〕

1953年6月、ウランフが『内モンゴル自治区及び綏遠(内モンゴル西部)、青海、新疆等の牧区における牧畜業生産の基本経験』という報告を中央政府に提出した。第三条は、特に牧畜業を發展させるための各項政策の中で、「三不両利政策」を制定する背景及びその重要性や、その業績を重点的に取り上げた。同年10月、西北行政委員会民族事務委員会第一回会議が開催され、西北少数民族地域における社会状態に基づき、四つの問題が取り上げられた。その三番目には、農村地域で互助組を組織することは第一の任務であるが、それに対して牧畜業地域では、依然として「三不両利政策」を方針として実行していくことが表明されている〔羅、2001：109-110〕。

しかし同時期には、社会主義を目指すにはこの政策があまりにも緩慢なものであると見なされて軽視され、すなわち、民主主義はつまるところ社会主義に辿りつくため、民主改革は意味がなく、民主改革と社会主義改革を合わせて行うべきであるという急進的スローガンのもとに、社会主義集団化を押し進める改革が急速に展開され、これらはすべて失敗の結果しかもたらせなかった。

「青海事件」もその例の一つであった。1958年、青海省牧畜業地域における社会改革を行った際、僅か3ヶ月間で全省にわたる人民公社化を無理やり実現させた。その結果、これまで保っていた牧畜業的所有関係や生産関係が急速に解体させられた上、家畜を大量に殺され、家畜数が急速に減少した。また一般大衆も混乱に陥り、結局この改革の失敗が青海やチベット地域における動乱の起因の一つとなった。

チベットでは、1951年5月23日、中国中央政府がチベット政府との間で、チベットの平和解放に関する十七条協議を締結したが、その後、中国共産党の「過渡期の総路線」による社会主義化が1955年に急進化されたため、ダライ・ラマ政府を始めとする上層部の利益が十七条協議によって配慮されたにも拘わらず、ついに1959年3月20日にラサ動乱が起こり、ダライ・ラマ政府がインドに亡命するという結果をもたらすこととなった。

その二日後の3月22日、中央政府は、『チベット反乱の沈静化と民主革命の実施に関する若干の政策問題の指示(草案)』を公表した。この草案の最も注目し得る点は、チベットにおける社会主義化は、チベットの独特の状況を十分に配慮した上で緩やかな民主改革を行うべきであるという指示、及びこの指示に基づいて農耕地域と牧畜業地域や都市部に対する異なった政策を実施するという転換であった。

この指示に基づいてチベットの牧畜業地域で実施された政策は、まさに内モンゴル自治区政府の「三不両利政策」であった。特に『中共チベット工作委員会による現在の牧区工作に関する指示』において、「牧畜業地域の元来の生産手段の所有関係を変更せず、かつ(上層部と)闘争せず、家畜を分割せず、牧畜業地域では公に階級を区分しない。牧区の改革の主な任務は「三反」と「両利」(牧主と牧工の両利)を執行することである。(三反：反乱に反対し、ウラと呼ばれるチベット族の小作者等税負担者に課せられている労役に反対し、奴隷制に反対することを言う)……三反に基づいて、牧主にとっても牧工にとっても有利な政策を実施し、牧主による牧工の搾取を解消し、適切に牧工の給料を高め、牧工の政治的権利を保障する。両利政策は、牧主と牧工との協議を通して、契約を結ぶ形で実現させ、契約は両方の利益を配慮すべきである」と規定されている⁹⁾。

その後のチベット社会の情勢は平穏無事とはいえ、またチベット社会における政治と宗教の合一構造も内モンゴルとは異なっていたが、内モンゴル自治政府による牧畜業の現実から作り出された「三不両利政策」がダライ・ラマ政府のインド亡命以降も中央政府によって採用されたのは、上

層部の利益を十分に配慮した十七条協議と比べ、より広範な牧畜業地域の現実に適応できる有効な策であることが中央政府の意思決定機関によく理解されたからであるといえよう。

1950年代後半以降、この「三不両利政策」は、中国の国土面積の64%を占める少数民族地域、特にそれら地域の大部分を占める牧畜業地域の社会的安定を保証するために採択された二段階論におけるもっとも有力な手段となっていたのである。

3. 中国牧畜業発展のための政策として

「三不両利政策」とそれを母体とした一連の政策は、中国における牧畜業の発展を推進するためにも多大な貢献をした。これは1940年代から1970年代までに限定されず、むしろこの政策の意義とその結果が最終的にもたらしたのは、1980年代以来の内モンゴルの牧畜業と市場経済との結びつきであったと言えよう。

1950年1月、牧畜業の位置づけをめぐる、ウランフ主席は『シリングル盟とチャハル盟の工作会議』において、当時の「牧草地（牧畜業地域）の工作が遅れた」という論断に対して、下記のように指摘した。[引用文にある（ ）の中での説明は筆者によるもの]

社会主義経済の中には草地（牧畜業地域）があり、新民主主義にも草地がある。草地の発展が遅れたとの言論は根拠のない言い方だ。現在、内蒙古の草地では交通の不便によって新しいものの受け入れがやや遅いが、これだけで（草地が）遅れたと断言することができるだろうか。いわゆる「進歩」とは何だろうか。……世界に中国の内モンゴルのような巨大な牧場が他にもあるだろうか。新しい民主主義社会においても、社会主義社会においても、羊がいらないことはありえず、牛がいなければならず、牛乳はいらないわけがない。これらのすべて

は、牧畜業によって生産されたものである。したがって、草地在遅れている、牧畜業は将来がないといった言い方は、何の根拠もない話である。」

「内蒙古自治区は中国の政治と経済の構成部分であるが、この位置づけが根本的に理解されていないようである。全国の経済のなかで、（内モンゴルは）自治区全体を単位として、全国の統一的な政策下において、内蒙古の実際の状況に基づき自治区の統一的な計画と方針を制定し、計画通り経済を進展させている」

〔後掲書『烏蘭夫論牧区工作』「錫察兩盟の中心任務是發展牧畜業」pp. 20～24に拠る〕

1953年、ウランフは、「三不兩利政策」は牧畜業を進展させるための政策として下記のように述べている。

「内蒙古の牧畜業地区は、自治区総面積の5分の3を占め、草原牧畜業は全国牧畜業経済において重要な構成部分であり、牧畜業生産は大多数蒙古人民の主な生業である。牧畜業を進展させるためには、三不兩利政策を放棄することはできない」。

「このような政治的民主改革によって、生産政策の実行が保証された。また封建制度によって拘束された生産力を解放し、牧畜業発展の方向性も明らかにされた。……現在（1953年1月1日）までの各地の調査によれば、内蒙古における家畜の総数は、東部の四つの盟は1948年から1952年までの四年間において、110.35%増加した。そのなかで発展の最も早かった呼納盟⁽¹⁰⁾ 牧畜業地域では、1947年から1952年までで193.4%増加し、純粹牧畜業地域のシリングル盟は1948年から1952年までで120.9%増加した。全自治区の家畜は解放（1947年）以来すでに倍以上に増加している。

牧畜業発展の結果、各階層人民の生産と生活の状況において、顯著

な変化が現われてきた。呼納盟新バルフ右旗の調査によると、1947年から1952年までの四年間、家畜のない人口がかつての0.21%から0.07%に減少し、210頭以下の家畜を所有する貧困牧畜民の人口が、かつての42.91%から23.88%まで減少し、2,100頭以下の家畜を所有する中等牧畜民の人口が、かつての54%から67.08%に増加し、2,100頭以上の家畜を所有する裕福な牧畜民と牧主の人口はかつての2.87%から8.97%に増加した。

これはすなわち、牧畜業地域の社会発展の主な趨勢は、貧困牧畜民の（人口）が普遍的に減少し、中等牧畜民（人口）が急速に増加し、裕福な牧畜民と牧主的経済も相当に発展してきた、ということである。但し、各地区の発展は一律のものではなく、……相当数いる貧困牧畜民の困難を解決するため、そして不均衡な状態を克服するためには、長期間にわたる刻苦奮闘の努力が必要である。」

『烏蘭夫論牧区工作』『内モンゴル自治区牧畜業的回復発展及経験』pp. 31～35に拠る]

これらの指示に基づいて、当時内モンゴル政府が家畜改良や牧草地の改良などを積極的に試みた。その中から「万里赶羊」を例として取ってみよう。1956年、自治区政府はチームを組織し、新疆伊犁地方の細羊毛を産出する綿羊の種羊1,400頭を買いに赴いた。75日間にわたって羊の群れを連れ、山を越えたり、無人の草原を通ったりして、ようやくウルムチに着いた後、羊を汽車や列車に乗せ、五つの省と二つの区、10万里（5万キロ）の道を抜け、1,400頭の細毛羊を内モンゴルまで連れ帰った。

1957年には、ウランフが中国共産党第八回三中全会において、『牧畜業生産に関する発言』の中で「牧畜業生産は、内モンゴルの工業や農業生産の中で、極めて重要な位置を占めており、かつ大きな潜在力を持っている。牧畜業発展の結果、人民の生活を改善するのみならず、農業生産を援助し、国家の需要も満たし、民族間の団結をも強めた」と公表した。その証拠の

一つとして、ここでは紙幅の関係から、中国現代史においても、民族関係史においても、ほとんど言及されたことのなかった内モンゴルの内地孤児扶養という歴史経過のみを取り扱ってみたい。

中国内地が自然災害や大飢饉に直面していた時代の1959年、中央政府による安徽省、江蘇省や浙江省や上海市など華中地域の孤児救済の要請に対して、ウランフは「これらの孤児について、一つには我々（内モンゴル）が彼らに粉ミルクを送るという方法があり、もう一つにはこれらの子供を内モンゴルに送るという方法がある。私はこれらの子供を牧民に扶養させることが一番良い方法だと思う。牧民は子供が大好きなので、どんな人間の子供も好きになれる。牧民に扶養させれば、これらの子供の行き先も定まり、牧民の子供不足という問題も解決でき、双方を満足させることになる」と述べた。この提案が周恩来に採択された後、翌年3,000人余りの「内地孤児」が内モンゴル牧畜地域に送り込まれた。

1958年のケースも含め、1963年まで、内モンゴル牧畜業地域に送られた3,000人あまり（上海1,800人あまり、その他1,200人あまり）の孤児は、町で保育されたり、直接牧畜地域に送られたりしたが、一人の死者も出なかった。

[後掲書『烏蘭夫年譜』pp. 429-433；『烏蘭夫和三千孤児』に拠る]。

当時中国内地の大飢饉に対し、内モンゴルの生活水準が高かったという事は、「三不兩利政策」によって保証されていた内モンゴル牧畜業社会の安定と牧畜業の生産力を最大限に解放されたことの結果であった。その結果と対照的となったのが、大躍進の結果であっただろうことは言うでもない。

また、何よりも前述したウランフが1950年1月時点の講話で言及していた肉類や牛乳の需要は、1990年以来現在ようやく全国範囲での現実と

なっている。

1980年以來、内モンゴル自治区によって維持してきた牧畜業に基づいて、牧畜業の生産品による市場開発を行った結果、現在、全国の乳製品市場を席卷しているのは、内モンゴル自治区の「伊利集団」（2008年オリンピック専用乳飲料に指定された）や「蒙牛集団」である。カシミヤ市場を牽引する「オールドス集団」などもあげられよう。

現在、内モンゴルの乳製品は一般中国人にとって不可欠な栄養食品として利用され、また若年層にとって乳製品は、彼らが憧れた欧米的ライフスタイルを象徴するものとして認識されている。その背後に、1940年代の内蒙古自治政府に制定された「三不両利政策」及びそれによって維持されてきた内モンゴルの牧畜業が存在していることは忘れてはならないだろう。

結語

近代以來、国民党や共産党は、いずれもその革命的改革の目標を、古い生産力の解放と生産関係の改造、民主的中国の建設に置いてきた。その意味では、「三不両利政策」による内モンゴル牧畜業地域の民主改革は、「民主革命」を成し遂げたもっとも代表的実践の例であったといえる⁽¹¹⁾。

「三不両利政策」は、内モンゴル牧畜業地域における伝統的な生産様式であり、社会関係でもある「ソルコ制＝請負制」を維持した上で生み出されたものとして、それ自体は、停滞状態にある文明という遊牧社会に対する既存の説にその根拠を与えたかもしない。よって、この政策は停滞状態にある文明(牧畜業的生産様式と生産関係)を維持するためだけのものであったと位置づけられがちではある。しかしながら、「三不両利政策」の一連の中国革命史における、最も優れた貢献は、その脱構築的意義である。

すなわち、「三不両利政策」は、一つの文化的範疇(例えば、階級論を生み出した西洋社会や中国における主体社会および政治的イデオロギ)のみの基準によって構築された硬直化した階級論を、内モンゴル牧畜業社会に

機械的に当てはめ、無理に適応させようとしたものではなく、牧畜業文明に規定される生産様式と生産関係に照らして考案され、脱構築的な「選択」として実施されたものであったということである。そして、その脱構築的意義は、今日になってようやく理解され発揮されるようになってきていると考える。

ここで、本稿における「全体性に対する部分性と、絶対的眞実（単数性）に対する相対的眞実（複数性）」を強調する人類学的ポストモダニズムの視点、あるいは「脱構築、脱全体、脱中心、差異、多様性、非決定性⁽¹²⁾」というポストモダニズムのキーワードに基づいて、その脱構築的意義を以下にまとめてみよう。

第一に、この政策は、40年代以後の内モンゴル牧畜業地域における社会生産関係の保全策として、その結果は、言うでもないが、いわゆる「革命の時代」の1960-1970年代の間においても、北京などの大都市からやってきた中国の社会的中心に位置し、革命の担い手であった知識青年らによる階級論に基づいた革命に対するアンチテーゼ的な反省や行為は、既存の民族観を是正する一方、その脱構築的な行為の結果、最終的には「三不両利政策」に規定される内モンゴル牧畜業社会における社会生産関係に帰着したといえる。

第二に、人間・家畜・自然資源という三者間関係をめぐって生み出された牧畜業の文明性を尊重した「三不両利政策」がもつ科学的性格は無視してはいけない。社会主義建設時期に、この政策を貫いた内モンゴル牧畜業地域と大躍進を貫いた内地農村地域社会との間に現れた経済的社会的結果は、その科学的性格を説明できるといえる。1960年後半、牧畜文明より高度な農業文明を推進しよう（無論国防上の必要性もあった）という、建設兵団による内モンゴル牧草地の大量開墾が、結局明確な成果をあげられず、うやむやの状態に終わっという失敗も、「三不両利政策」のもつ科学的性格を物語っているだろう。

第三に、1940年代末の「三不両利政策」がなければ、内モンゴルのみな

らず、中国の全牧畜業地域が、1950年以降の農業社会をモデルとした一連の改革革命の中でどのような運命を辿ったか、または、今日まで維持され、発展することができたかどうかについては、疑問や想像のうちに留めるにほかない。しかし、1990年代以降の中国牧畜業の発展が、人々の生活にもたらした変化は、まだ完全に農業経済から抜け出してない21世紀現在の中国全体にとって、重要な意味合いをもっている。また64%の面積を占めている西部地域の開発においても、牧畜業経済の比重は無視できなくなっている⁽¹³⁾。

これまで、「三不両利政策」は、単に「内モンゴル」という区域的空間、および「ウランフ」の個人的貢献というレベルに位置づけられていたにすぎなかった。特にウランフ逝去（1906-1968年）に伴い、「三不両利政策」も過去のものとして倉庫で沈黙を保つのみであった。よって、現代中国史においてはその位置づけは極めて曖昧で、無視され続けてきた。これが、社会進化論による牧畜文明の位置づけ、および「全体性」と「部分性」という政治的・社会的構造の中での内モンゴル牧畜業社会の位置づけに関連していることは言うまでもない。

1990年代以降、中国牧畜業の発展とその貢献、更にはウランフの档案をようやく公開できるような環境が整備されたことによって、内モンゴル自治区における「ウランフ研究会」や「ウランフ革命史料編集研究室」など一連の組織が登場し、公表された資料に提示された「三不両利政策」の重要性を知ることができるようになった。それは、単にウランフや「三不両利政策」の功績を取り上げるのみではなく、多声的対話原理に基づき、一枚岩に見られがちな中国現代史の裏側にある多様な脱構築的歴史過程、及び周辺における本来の力や姿を改めて浮上させる視点を求めており、ほかでもなく21世紀現在の人類社会における普遍的動向を意味していると考える。

[追記]

本稿脱稿（2006年11月末）後、ウランフ氏の誕生100周年の12月13日を迎えるため、内モンゴルでは政府側主催の各種記念活動（中には本稿に言及されている三千人の孤児の代表者による座談会やウランフの銅像建設なども含まれる）が大規模的に行われた。この記念活動の期間中、中国政府はトップレベルによるウランフ氏の功績への再評価を行い、中央テレビではウランフ氏の特集番組を組むなどした。

これは、長い沈黙を経て、ウランフ氏の現代中国政治への貢献とその意義がようやく重視するようになったことの象徴である。本稿はウランフ研究のためにまとめたものではないが、本稿に提示されているウランフが強力に主張した「三不両利政策」は、このようなウランフ氏の貢献の一側面を理解するキーワードの一つになると再度強調したい。

謝辞

本稿をまとめるに当たり、日本語を添削して頂きました小嶋祐輔氏に感謝の意を表します。

[注釈]

- (1) 一般的には、ソルコは19世紀頃に登場してきたものとされる。一般牧民において、家族或いは個人単位で、数多く家畜を持つ家族から、家畜の群れを預かり、その群れの放牧を請け負って労働報酬をもらう、という生産方式を示したとされている。1980年代以来、内モンゴル牧畜業地域で実施されてきた家畜と牧場の請負という制度も、「新しいソルコ」という語を用いてそれを示している。
- (2) 「ボール (bo'ol)」は、言葉としての解釈は「奴隷」であるが、モンゴル社会におけるボールは、一般に定義されている社会階層としての「奴隷」、すなわち、身体上の自由或いは人権が全くなく、財産もない、奴隷主の労働工具、

すなわち話しのできる労働工具とされた者とは決して同じではなく、どちらの部族に所属するのかについていわゆる「出自不明」の者が皆「ボール」と見做されていた。紙幅の制限から具体的な説は取り上げない。モンゴル社会における奴隷に関する代表的な研究には、後掲参考書に示している田山氏や亦隣真氏や高文徳氏の研究等が取り上げられる。

筆者の調査地域の事例からすれば、1940年代まで、「ボール」と呼ばれていた人間には、身分によるものではなく自由な平民であるが貧窮から身を寄せる者が多かった。また、かつて自分が「ボール」であったことは、たとえそれが一時的であっても、よほどの場合以外は口にしない。このボールと関連があったためか、「アイマク」という用語もめったに用いられない。これについて、筆者調査地域の隣接地域における1970年代の関連記述を引用してみよう。

「ハンウラの言葉では、一族や家族のことを通常アイマクという。普通はそのアイマクの男性祖先の名をもって家族の名称とする。たとえば、アロの一族ならばアロ＝アイマクと呼ぶ。しかし、実生活の場面では、この称号を用いることは少ない。ある人の面前で、誰某アイマクと呼びかけるのは、いささか礼を失するという感じがある。ハンウラの人びとは、よそよそしい態度とならないように、なるべくこの称号を使わないように気をつけるのである。

しかし、そうした表向きの対応、処世の柔軟さとは別に、アイマクそのものの区別はとてはっきりと認識されている。モンゴル遊牧社会では、親族による生産互助が不可欠である。というのは、遊牧生産上の末端たるゲルは草原に散在し、物理的な意味で孤立しているため、それぞれの能力におのずと限界があり、それゆえに人々は親族関係を大変重視して、これに頼り合おうとするのである。

ただひとりで広い草原に家畜群を放牧していくとき、彼ら牧民は親戚を頼って衣食を補ったり、息ぬきをしたり、また何か危険があれば救いを求めたりする。たとえば見失った馬の群れを探しにいくような場合、牧民は自分のゲルから遥か遠くに離れていくことになるが、そのときもまず方向を定める。そして、決して自分の知っている親戚の放牧地から限りなく離れていってしまうことはない」（張：1986；pp. 36-37）

- (3) 例えば、1940年代ではシリングル盟の人口は4,000余りしかなく、1平方キロに0.43人しかいないという分布状況であった。当時、上層部が上層部

や裕福な牧主による生活の糧のない個人を扶養するという措置を講じた。

「ノイン・ポール・アイマク」という例はその措置に応じたものと思われる。

- (4) 通常、現代内モンゴル史において、1947年5月の内蒙古自治区政府の成立時点から、1949年10月の中華人民共和国成立までが、「自治政府時代」とされ、1956年以降は、「自治区時代」とされている。1947年の自治政府時代に、自治政府の直接指導下に置かれたのは、フルンバイル（呼倫貝爾）盟、ナブムニン（納文慕仁）盟、コウアン（興安）盟、シリングル（錫林郭勒）盟、チャハル（察哈爾）盟という五つの盟であった。当時、中東部のジェリム（哲里木）盟が遼寧省、東北部の卓索図（ツォスト）盟とジョウダ（昭烏達）盟は熱河省の暫定管轄下に置かれた。中西部の烏蘭察布（ウランチャブ）盟は綏遠蒙古政府、西部のイゲチョ（伊克昭）盟やアラサン（阿拉善）旗、エジナ（額濟那）旗などは国民党の勢力と中共中央西北局の勢力下に置かれた。

自治政府が成立した後、中国共産党と国民党の主張した民族平等と民主主義の両方を採り入れた上で制定した『自治綱領』に基づいて、上記のその他の管轄下に置かれた盟や地区の統一が目標として目指された。そして1956年初期までに、自治地区の統一が遂げられた。これに基づいて、1956年7月、中国共産党内蒙古自治区第1回代表大会が開かれ、内蒙古自治区における新しい時代の幕開けが示された。この大会は、現代内モンゴルにおける「自治政府時代」と「自治区時代」のメルクマールとされている（後掲書『内蒙古自治政府成立前後』；『内蒙古自治区史』など拠る）。

- (5) 内モンゴル近代史と日本の関連について。

1930年代以来の日本の進出当時、内モンゴル東部地域、および中西部の区画とその管轄範囲は以下のものであった。

東部地域：1931年の「九・一八事変」の後、内モンゴル東部の哲里木盟、昭烏達盟、卓索図盟、呼倫貝爾盟、西布特达地区は相次いで日本軍の勢力下に置かれ、「満州国」の特別行政区である「興安省」として設けられた。1932年3月満州国政府は、「興安局（後に興安総署と改名）」を設けた。34年12月、「興安局」は哲里木盟を「興安南」、呼倫貝爾盟を「興安北」、昭烏達盟北部を「興安西」、西布特达地区を「興安東」として四つの省に改め、「蒙政部（後に「興安総署」と改名）」が管轄した。

また、哲里木盟（興安南省）と昭烏達盟（興安西省）の中で省に管轄されてない旗、および卓索図盟の各旗を吉林省、浜江、龍江、熱河および錦州などの省に分配した。

1943年、「興安北省」の行政機構を存続させると同時に、興安東、南、西三省を廃止し、三省を合併して「興安総省」を設立した。こうした行政措置は1945年の日本の敗北まで維持されていた。

中部地域：東部地域が満州国に統括されたのに対し、内モンゴル中部と西部は脱国民党政府の政権であった「内モンゴル地方自治政務委員会」の管轄下に置かれた。この政権は「百靈廟蒙政会」或は「百靈廟蒙政会」「蒙疆政府」と呼ばたり記載されたりしている。

1933年、錫林郭勒盟スウニト（蘇尼特右旗）のジャサック（扎薩克、旗長の意味）徳穆楚魯克棟魯普（徳王ともいう）が「高度な自治」を唱え、「内モンゴル自治政府」を建てようと南京政府に要求し、独立運動を起こした。1934年4月、「内モンゴル地方自治政務委員会」が烏蘭察布盟の百靈廟で成立し、錫林郭勒盟、烏蘭察布盟、西部の伊克昭盟、および察哈部旗群、土默特特別旗、阿拉善旗、額濟那旗を範囲下に置いた。この自治政府は国民党政府と反目し、日本軍部の支持を受けたので、日本軍部とも緊密な繋がりがあった。この背景のもと、日本人の当該地域への進出や牧畜業経済に関わる活動も頻繁に行われた。1945年の日本の敗戦に伴い、この蒙疆政府政権は崩壊した。その後、中部地域が前記注釈4の記述のように、中国共産党と緊密な繋がりがあがる「自治政府」の管轄下に置かれ、西部はそれぞれの管轄下に置かれた。

このため、近代内モンゴル社会や歴史を説明するには、日本との関連に触れなければならぬ状況になっている。1930年代以降の日本における内モンゴル社会の研究調査が、満鉄調査も含み、盛んに行われたのは、上述のような背景があっかからのことである。そのため、近代内モンゴル社会調査研究において、日本人の研究業績がどの国より数多く残されるに至った〔後掲書：『内蒙古自治政府成立前後』；『内蒙古自治運動聯合会—档案史料選編—』；『民族学の回顧と展望』などに拠る〕。

- (6) 「三包一獎」制度は、内モンゴル牧畜業地域における人民公社時代において採択された生産方式であった。「三包」は「包工・包産・包費用」をいい、「一獎」は、請け負った家畜の生存率が規定値を越えたケースに対する、上部部門からの奨励制度を指す。「三包」という請負生産方式は、集団化時代におけるソルコ製の複製品といってもよいである。すなわち、「三包一獎」を実施する対象は、依然として牧畜業の末端生産組織である家族や個人であった。その具体的な様相は、下記の通りである。

「包工」：包は「請け負う」，「工」は生産手段となる家畜を指した。これはモンゴル語の「ソルコ」の集団化時代の漢語表現であるといえる。すなわち，人民公社が所有した家畜は，それぞれの生産大隊に分割され，その放牧を請け負われる。生産大隊に請け負われた家畜は，それぞれの生産小隊に分割され，その放牧を請け負われる。生産小隊に請け負われた家畜群は，その後家族単位や個人単位で分割され請け負われる。つまりこれは，ソルコ制的な請負経営方式にはかならなかった。そして，最終的に家族単位に委託された群れは，そのほとんどがかつて当該家族が所有し入社した家畜であった。ただし，分割された家畜群に対する処分権限は，小隊や大隊または公社にしかなかった。

「包産」：上記の「包工」の流れ，すなわち大隊・小隊・小組・家族・個人という各レベルの生産単位が請け負った家畜群の生産量・生存率を保証することをいう。

「包費用」：大隊・小隊・小組・家族・個人という各レベルの生産単位が，家畜を管理するための費用を負担することを指す。

- (7) 「知識青年」とは，主に中等教育を受けた青年が，特に文化大革命中期の上郷下山運動で農村地域に下放されたという歴史過程の産物として捉えられているが，ここで知識青年として内モンゴル牧畜業地域で生活していたQ氏が言う「独特の経験」は，その歴史に一体化されなかった例である。当時全北京市の紅衛兵をリードした一人のリーダーであったQ氏は，1967年10月9日，他の十名の高校生と一緒に天安門広場で毛沢東（の像）に宣誓を行った後，そのまま直接内モンゴルのシリング盟に赴いた。30年後の1990年に，彼らが「我々は草原に来る前，様々な境遇や考えを持っていたが，ついにモンゴル牧民の純朴さ，誠実さに救われ，意外な収穫を得た」と強調したのは，生計苦に悩まされていた農民たちと「口糧（支給される各人が必要とする食糧）」を奪い合った農村地域の下放知識青年とは異なり，彼らが牧畜民の援助や家畜という食糧に恵まれ，生活苦にも悩まされず，牧畜社会の体験を通して人間社会の多様性や多層的価値観に対する反省を無意識のうちに経験したからである。〔錫林郭勒帰来去〕 p. 591 による〕
- (8) 自留畜とは，家畜を入社した後，牧畜民が自らの家畜を私有財産として留めることを言う。これは1959年初期に公布されていた内モンゴル自治区政府の『牧区人民公社の若干の問題に関する指示』によるものであった。この指示は牧畜民の生産活動を確保するためには，その必要とする糧食も保証し

なければならないという立場から出されたものであった。筆者の調査地域では、牧畜民の出身地を問わず、各家族や個人牧畜民の現状に基づき、家畜総数の5-7%、家族人数が多い場合、同10%程度の自留畜を保留できた。大抵、乗用馬やラクダが1-2頭、乳製品を保証する牛が3-5頭、食用羊10-20頭ほどを保留したという。またこの政策では、一定の牝畜を確保でき、それらの増減は人民公社政府からの干渉を受けなかったため、自留畜の飼育体制は1968年秋まで確保できた。自留畜は、各家族或いは個人牧畜民に任せられ、入社した家畜群と共にまとめて放牧されることもあれば、家族で扱うこともあった。

- (9) 中国共産党西藏自治区委員会党史資料徴集委員会編『中共西藏党史大事記』「中共西藏工委関与当前牧区工作的指示」pp. 128 - 134
- (10) 呼納盟はフルンバイル（呼倫貝爾）盟とナブムニン（納文慕仁）盟をあわせた略称である。
- (11) 1947年5月1日に公表された『内蒙古自治政府施政綱領』（全12条）において、内蒙古における民族自治の原則は、孫文の「中国境内の各民族は一律平等である」という主張と、中国共産党の「中国境内の各民族の自決権を認める」を結びつけたものであり、自治政府は民主的政府として、モンゴル民族を主体とする各民族の連合による民主的自治を目指すという主張をはっきりと表明した。例えば第六条は、「内蒙古自治政府は、人民の身体、思想、宗教、信仰、言論、出版、集会、結社、居住、遷移、通信の自由を確保する。すべての内蒙古人民（農民、牧民、労働者、知識分子、軍人、公務員、技術者、自由職業者、地主、牧主、工商業家、ラマ僧およびかつての王公など）の人権、財産権のすべてが自治政府によって保障される。蒙、漢奸や売国者などの民族的墜落者に悔い改める誠意がなければ、内蒙古自治政府の法律によって制裁を加える」としている。第10条には、「内蒙古民族の土地所有権の完全性を保護し、牧場を保護し、自治区内のその他の民族の現有する土地権を保護する」などがはっきりと規定されている[『内蒙古自治運動聯合会檔案史料選編』pp. 231 ~ 233に拠る]。「三不兩利政策」はまさにこのような民主的綱領を忠実に反映するために採択された策であった。
- (12) 筆者がポストモダニズムに理解を示すのは、中心社会や主体社会による記述に潜む政治性や、または権威をもって異文化を語る書き手の特権的地位を糾弾する点、またはその西欧近代主義や政治的中心主義への批判が、人類学の相対主義や文化的多様性の強調と親和的であるという点である。また、こ

の視点自身も脱構築性を要求するということから、民族誌における対話原理や多声性・内省性が求められると考える。

- (13) 中国の軽工業の中で、羊乳製品製造業、毛織物工業、毛皮製造工業の80%以上が内モンゴルを始めとする西部牧畜業地域に集中している。ただし、牧畜業に関する統計結果のほとんどは農業の項目に入れられていて、牧畜業発展に関する統計は依然として地方統計にしか見られない。

〔参考図書〕

- 田山茂著：『清時代における蒙古の社会制度』東京文京書院 昭和29年
日本民族学会編集：『民族学の回顧と展望』財団法人 日本民族学会協会発行
昭和41年
梅棹忠夫：『狩猟と遊牧の世界』講談社 1976年
張承志著：梅村坦編訳『モンゴル大草原遊牧誌～内モンゴル自治区で暮らした四年』
朝日選書301；1986年
福井勝義・谷 泰編著：『牧畜文化の原像 生態・社会・歴史』日本放送出版協
会 1987年
今西錦西著：『遊牧論そのほか』平凡社 1995年
クリフォード, J./G. E. マーカス編：春日直樹ほか訳『文化を書く』(1986) 紀
伊国屋書店 1996年
松本高明著：『チベット問題と中国一問題発生の構造とドライ・ラマ「外交」の
変遷一』現代中国研究叢書 アジア政経学会 平成七年
黒河 功・甫爾加甫著：『遊牧生産方式の展開過程に関する実証的研究』農林統
計協会 1998年
オサルド, R 著：椎名美智訳：『文化と真実』(1989) 日本エディタースクール出
版 1998年
ハーヴェイ, D 著：吉原直樹監訳：『ポストモダンニティの条件』(1990) 青木書
店 1999年
中共中央華北局工作会議秘書処編刷：『烏蘭夫同志的部分報告, 講談材料彙編
(一)』1966年
亦隣真著「関於十一十二世紀的孛斡勒」『元史論叢』第三集元史研究会編 中華
書局 1968年
高文徳著：『蒙古奴隸制研究』内蒙古人民出版社 1980年
宝音図著：「関与牧区両項政策」『錫盟史稿』1982年第2期

- ブドバラ著：「回顧和回憶」『錫林郭勒盟文史資料』第一輯（内部發行） 錫林郭勒盟政治協商委員會委員會文史編集委員會編 1983年
- 浩帆主編：『1947-1987 內蒙古蒙古民族の社會主義過渡期』 內蒙古人民出版社 1987年
- 內蒙古自治區檔案館編：『內蒙古自治運動聯合會—檔案史料選編—』 檔案出版社 1989年
- 王樹盛・赫玉峰主編：『烏蘭夫年譜』上卷 中共黨史資料出版社 1989年
- 中國共產黨西藏自治區委員會黨史資料徵集委員會編『中共西藏黨史大事記』（1949-1966） 西藏人民出版社 1990年
- 郝維民主編：『內蒙古自治區史』 內蒙古大學出版社 1991年
- 《草原啓示錄》編委員會編：『草原啓示錄』（THE WORKER'S PUBLISHING HOUSE OF CHINA） 中國工人出版社 1991年
- 《當代中國》叢書編輯部編集：『當代中國的內蒙古』 當代中國出版社 1992年
- 中國共產黨西藏自治區委員會黨史資料徵集委員會編『西藏的民主改革』 西藏人民出版社 1995年
- 內蒙古自治區政治協商委員會文史和學習委員會編：『內蒙古自治政府成立前後』（內蒙古文史資料第五十輯） 內蒙古政協文史書店發行 1997年
- 內蒙古烏蘭夫研究会編：『烏蘭夫與三千孤兒』 中共黨史出版社 1997年
- 內蒙古烏蘭夫研究会編：『烏蘭夫論民族工作』 中共黨史出版社 1997年
- 羅廣斌編：『1949～1999 新中國民族工作大事概覽』 華文出版社 2001年
- 齊伯益主編：『錫林郭勒盟畜牧誌』（全六編） 內蒙古人民出版社 2002年
- 克利福德・吉爾茲著；王海龍・張家宣訳『地方性知識』 [文化人類學經典之作] 中央編訳出版社 2004年
- Local Knowledge Copyright©1983 by Clifford Geertz Chinese (Simplified Characters) Trade Paperdack copyright©1999by Central Compilation & Translation Press
- Published by arrangement with Basic Books, a Subsidiary of Perseus Books L. L. C. through Arts & Licensing International, Inc, USA